

特別支援教育コーディネーターについて

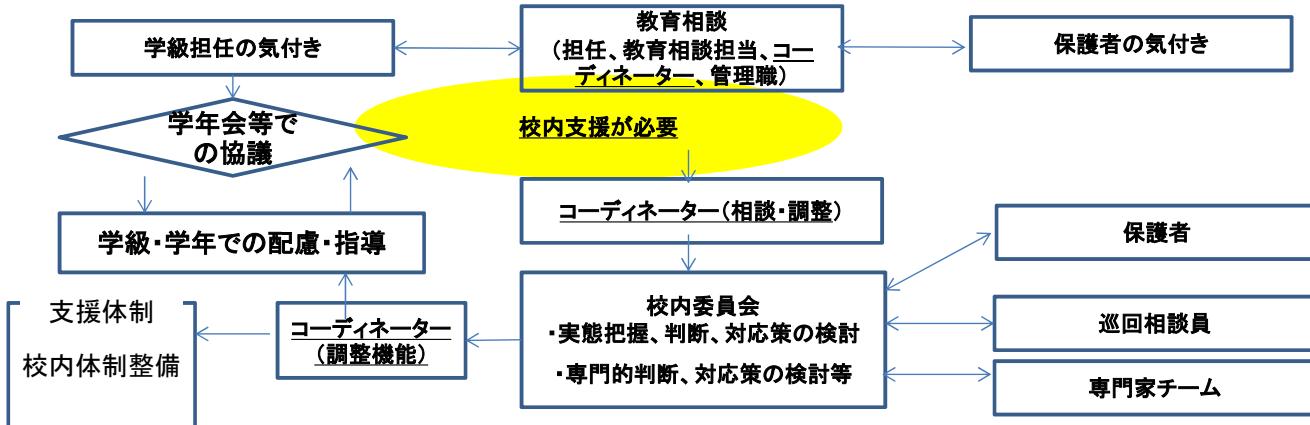
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習について

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

<障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。**

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。**

（幼稚部教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項）

（特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ
・解説 総則等編幼小中
幼:P99～100、小中:P183～186
・解説 総則等編 高:P109～112

交流及び共同学習の例

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成(居住地校交流の例)

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校



教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	「音楽」…歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」…紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」…運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。 「運動会」…綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。 ○ 授業や行事での交流及び共同学習を通じ、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。 ○ 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。 	

高校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

趣旨

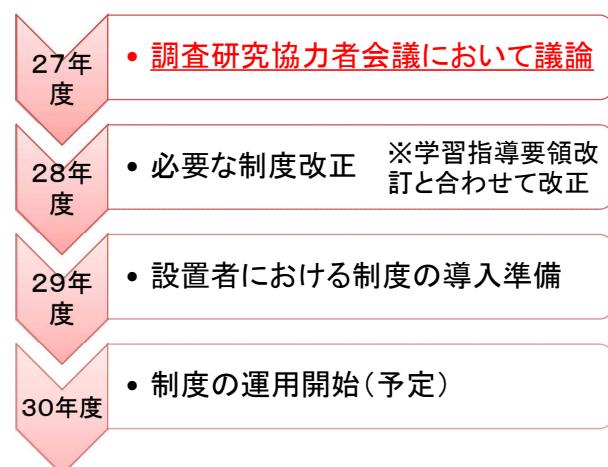
- 現行制度上、高等学校においては、教育課程の弾力的運用を行うことはできるが、**小・中学校のような「通級による指導」が制度化されていない**。
- 障害のある子供たちの自立と社会参加に向け、平成26年度に文部科学省が開始したモデル事業の成果も踏まえ、**高等学校における「通級による指導」の制度化等について検討する**ため、調査研究協力者会議を開催。

協力者

◎主査、○副主査【50音順】

石川 誠	株式会社いなげやウイング管理運営部長(兼)事業推進部長
市川 宏伸	日本発達障害ネットワーク理事長
◎岩井 雄一	十文字学園女子大学教授
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟理事長
笹谷 幸司	神奈川県立綾瀬西高等学校長
高岡 麻美	府中市立府中第九中学校長
○柘植 雅義	筑波大学教授
中田 正敏	かながわ生徒・若者支援センター代表
永妻 恒男	さいたま市立大宮南中学校長
西川 公司	日本肢体不自由教育研究会理事長
三代 恵里子	島根県教育庁特別支援教育指導主事
水野 忠輝	静岡県教育委員会高等教育課指導主事
村野 一臣	東京都立町田の丘学園校長

スケジュール(予定)



調査研究協力者会議における検討経過

平成27年11月17日(第1回会議)

1. ヒアリング ①

水野 忠輝 委員 「静岡県におけるモデル事業の取組」
三代恵里子 委員 「島根県におけるモデル事業の取組」

2. 議論 ①(自由討議)

平成27年12月 3日(第2回会議)

1. ヒアリング ②

永妻 恒男 委員 「中学校における通級による指導の取組」
 笹谷 幸司 委員 「神奈川県立綾瀬西高等学校の取組」

2. 議論 ②(高等学校における通級による指導の制度化の意義と制度設計の方向性について)

平成27年11月15日(第3回会議)

1. 議論 ③(高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策について)

2. 議論 ④(論点整理案について)

平成27年12月22日(第4回会議)

1. 議論 ⑤(論点整理案について)

<これまでの主な意見>

- 高等学校における必要性は従来から指摘されてきた。モデル校でも希望者数が予想を上回っている。
- 基本設計は小・中学校と同じで良いと考えられるが、高等学校ならではの運用・オプションが必要。
- モデル校では、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を参考に指導・評価している。
個別の指導計画を作成すれば、個々の目標に応じた評価が可能となることが確認されている。
- 「通級による指導」だけでなく、他の授業が分かりやすくなるよう授業改善を進めることが必要。

各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成27年12月22日
総則・評価特別部会
資料2-2

これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則

個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（小学校学習指導要領解説）

総則編

■ 障害別の配慮の例を示す。

弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導

難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導

肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習

LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導

ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 総則

各教科等

■ 総則に加え、各教科等別に示す。

（小学校学習指導要領解説）

総則編における障害種の特性に関する記述に加え、各教科等編において

■ 学習の過程で考えられる困難さごとに示す。

【困難さの例】 ※教科等の特性に応じて例示

「情報入力」 「情報のイメージ化」

見えにくい

体験が不足

聞こえにくい

語彙が少ない など

触れられない など

「情報統合」

色（・形・大きさ）の区別が困難

聞いたことを記憶することが困難

位置、時間を把握することが困難 など

「情報処理」

短期記憶※1、継次処理※2や同時処理が困難

注意をコントロールできない など

※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

「表出・表現」

話すこと、書くことが困難

表情や動作が困難 など

幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

これまでの示し方

幼稚園教育要領

個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（幼稚園教育要領解説）

■ 障害別の配慮の例を示す。

弱視：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫

難聴：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする

肢体不自由：興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるよう工夫 など

改善の方向性

幼稚園教育要領

※「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

（幼稚園教育要領解説）

■ 幼児の活動を通じて考えられる困難さごとに示す。

【困難さの例】

「情報入力」

「情報のイメージ化」

見えにくい

体験が不足

聞こえにくい

語彙が少ない など

触れられない など

「情報統合」

色（・形・大きさ）の区別が困難

聞いたことを記憶することが困難

位置、時間を把握することが困難 など

「情報処理」

短期記憶※1、継次処理※2や同時処理が困難

注意をコントロールできない など

※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

「表出・表現」

話すことが困難

表情や動作が困難 など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討。

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【困難さの状態】に対する【配慮の意図】+【手立て】の例を示す。(安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要)

小学校の例 ※中学校、高等学校については今後整理予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】
(国語科の例)

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用したりするなどの配慮をする。
- 考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合には、児童がどのように考えればよいのかわかるように、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。
- 自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるようにしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- 声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

(社会科の例)

- 地図から地名等の情報を見つけ出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、目の機能の問題から困難さが生じている場合があることから、読み取りやすくなるように、地図を拡大したり、見る範囲を限定したり、地図に掲載されている情報を削ったりするなどの配慮をする。
- 他者との関わりを持つことが難しく、国会など議会政治などの動きに興味が持てない場合には、社会的事象への興味・関心を高めるため、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、社会的事象と自分たちの生活との関わりを考える問題解決的な学習の工夫や、特別活動における児童会活動との関連づけなどを通じて、実際的な体験の機会を取り入れ、学習活動の順序を分かりやすく説明し安心して学習できるよう配慮をする。

(算数科の例)

- 同系色の方眼紙の目盛りが読み取りにくい場合は、正しい位置に印が付けやすいように、罫線の色を変更したり、マス目を大きくしたり、マーカーの色を変更したりするなどの配慮をする。
- 「商」「等しい」など、児童が日常生活で使用することが少なく、抽象度の高いことばの理解が困難な場合は、児童がイメージを持つことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げる、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。
- 四則の混合した式や()を用いた式について理解し、正しく計算することが難しい場合、計算のきまりを理解させるために、計算の順番を示した手順書を手元に置かせたり、式を分解してそれぞれを計算させ、混合式との比較をさせるなどの工夫を行う。
- 目的に応じて折れ線グラフで表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについての縦軸の幅を変えたり、読みやすさや読みにくさを強調したグラフを見比べるなどの活動を通して、よりよい表し方に気付かせる配慮をする。

(理科の例)

- 実験を行う活動において、実験の手順や方法が分からなかったり、見通しが持てなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しが持てるよう、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮をする。また、燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、衝動性や多動性のある場合には、教師の目の届く場所で活動できるようにするなどの配慮をする。

実際的イメージ、経時処理など

注意のコントロール
(多動性)など

視知覚、図と地の弁別、
視覚記憶、時間把握など

- 自然現象としての雲を観察する活動において、雲の変化等の時間を要するような観察をすることが難しい場合には、変化に着目し、理解することができるよう、観察するポイントを示したり、雲の変化を短時間にまとめたICT教材を活用したりするなどの配慮をする。

(生活科の例)

体験不足、心の理論、注意のコントロールなど

- みんなで使うもの等を大切にすることや安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その意味を理解できるように、言葉だけでなく、実際に体験するなど、活動する中で場面に応じた指導を段階的に行う。

(音楽科の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- 音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、音楽的な特徴をとらえやすくできるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたり、音楽的な特徴を視覚化するなどの配慮をする。

(図画工作科の例)

視知覚（形）など

- 形や色などの造形的な特徴を捉えることが難しい場合、造形的な特徴を詳しく捉えるようにするために、言語化するなどの配慮をする。
- 表現の活動において計画を立てたり、活動の見通しをもち製作することが難しい場合や、構成を考えながら表し方を構想することが難しい場合には、表現している部分と全体の関係をつかみ、活動の見通しを持つことができるよう、作品を離して見せるなどの配慮をする。
- 見たことから表したいことを見付け表す活動において、立体の構造や空間を平面に置き換えることが難しい場合、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴を捉えやすくするため、写真などの平面に置き換えて見ることのできるツールの活用や、ライトなどにより明暗を明確にするなどの配慮をする。

図と地の分別など

空間把握など

(家庭科の例)

実際的イメージ、選択決定など

- お金の計算はできるが、必要性など物の価値を判断する力や選択する力が身についていない場合は、生活の中で起こりうることをパターン化して繰り返し具体的に指導するなどの配慮をする。また、実際に買物するなど生活で実践できるよう家庭と連携を図る必要がある。

(体育科の例)

前庭覚、継次処理、身振りなど

- 複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることに苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に動きを補助しながら行うなどの配慮をする。注意のコントロール（固執性）など
- 勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかつたりする場合には、活動の見通しが持てなかつたり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまつたりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

(道徳科の例)

体験不足、心の理論など

- 相手の気持ちを理解することが苦手で、字義通りの解釈をする場合には、他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化した指導を取り入れる。注意のコントロール（多動性）など
- 話を最後まで聞いて答えることや順番を守つたりすることが困難であつたり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまつたりする場合、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえるような雰囲気のある、学級づくりにも配慮する。

(外国語活動の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- 音声を聴取することが難しい児童の場合、外国語の音声（音韻）やリズムと日本語との違いに気付くことができるよう、音声を文字で書いて見せる、リズムやイントネーションを記号や色線で示す、指導者が手拍子を打つ、音の高低を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、活動の流れがわかるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく。

(総合的な学習の時間の例)

スマーリステップ、継次処理、短期記憶、言語化など

- まとめたり調べたりすることに困難がある場合には、注意や集中のコントロールが難しかつたり情報処理に偏りがあつたりすることから、作業を確認しながら取り組むことができるよう、まとめる手順や調べ方、調べる内容、着目する点などを具体的に例示するなどの配慮をする。

(特別活動の例)

見通しのもちにくさ、状況把握など

- 学校行事における予告なしの避難訓練や不測の事態などに対し、強い不安を抱いたり、戸惑つたりする場合、見通しが持てるよう、行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、事前指導をしっかりと行うなどの配慮をする。

幼稚園の例

視覚、体験不足、空間把握など

- 見えにくく、行動が制限される場合、具体的な経験を豊かにできるよう、安全な場で自分から積極的に体を動かし、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにしたり、手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるよう配慮をする。聴覚、具体的イメージ、言語理解など
- 聞こえにくく、言葉の習得が困難になる場合、様々な経験を通して、言葉の習得及び概念の形成ができるよう、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすることを取り入れるよう配慮をする。体験不足、空間把握など
- 身体の動きに困難がある場合、幼児が自ら環境と関わり、主体的な活動ができるよう、遊具や用具などを工夫したり、必要に応じて補助用具等の活用を図るなどの配慮をする。